

高松市監査委員告示第35号

地方自治法第199条第5項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年12月28日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	三	笠	輝	彦
同	橋	本	浩	之

▶ 監査結果報告書

(工事監査)

(令和2年12月28日)

<監査対象工事>

高畑安田線道路改良工事(2工区)

北内中筋線道路改良工事(2工区)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp

令和2年度工事監査の結果について

1 監査対象工事の概要

監査対象工事名		高畑安田線道路改良工事 (2工区)	北内中筋線道路改良工事 (2工区)
所管課等	予算	都市整備局 道路整備課	
	工事		
	契約	財政局 契約監理課	
施工業者		東洋土木興業株式会社	株式会社下所組
業種		土木一式工事	土木一式工事
契約金額		41,361,100円	25,058,000円
契約年月日		令和2年6月1日	令和2年6月19日
工期		令和2年6月1日～ 令和3年1月15日	令和2年6月19日～ 令和2年12月18日
施工監理		直営	直営

※契約金額及び工期は令和2年12月28日現在

2 所属別監査結果

	監査対象工事名	所管課等	指摘	意見	合計
1	高畑安田線道路改良工事 (2工区)	都市整備局 道路整備課			—
2		財政局 契約監理課			—
3	北内中筋線道路改良工事 (2工区)	都市整備局 道路整備課			—
4		財政局 契約監理課			—
	合計		—	—	—

【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものの。

【意見】

合理的な工事施工の観点から改善が望まれるとしたものの。

3 監査実施期間

令和2年9月18日から同年12月7日まで

4 監査の方法

令和2年度において施工中の建設工事のうち、監査対象工事2件を抽出して、これらの工事の計画、設計、積算、契約、施工、監理、試験検査等が法令等に基づき、適正に行われているかを主眼として実施した。特に、技術面からこれらの工事の「施工」が適切かつ効率的に行われているかに意を用いた。

監査に当たっては、監査対象工事の所管課等からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに、関係職員等から説明を聴取するなどして実施した。また、令和2年10月20日に、工事現場において、施工状況の確認等を行うため、関係職員等の立会いを求め、現場調査を行った。

なお、当該監査における監査対象工事の設計、積算、施工などの専門技術的事項に係る工事技術調査については、協同組合総合技術士連合に委託し、技術士の派遣を求め、書類調査及び現場調査を行った。

5 監査の結果

監査の結果、関係書類は、おおむね適正に整備されており、工事現場の施工状況についても、設計図書に基づき、おおむね適正に執行されていた。

今後とも、工事の施工に当たっては、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な執行に努められたい。



工事現場における現場調査風景（令和2年10月20日撮影）